

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

年金を受給するためには、 どのような手続きが必要？

今月の年金相談

9月8日(木)

10:30～12:00

13:00～15:00

完全予約制

次回は10月6日(木)です。

第2委員会室

国民年金（老齢基礎年金）、厚生年金（老齢厚生年金）を受給するためには、年金の請求手続きを行う必要があります。自動的に支給が始まるものではありませんので、注意が必要です。

【受給までの流れ】 1. 年金請求書の事前送付

60歳～65歳で受給権が発生する方には、誕生日のおよそ3ヵ月前より順次「年金請求書（あらかじめ基礎年金番号、氏名などが印字されたもの）」が日本年金機構から送付されます。

2. 「年金請求書」の提出（誕生日の前日から受付）

必要事項を記入し、函館年金事務所または役場・各支所へ提出します。住民票・戸籍謄本、雇用保険受給資格者証等の添付が必要となる場合があります。

各種添付書類は配偶者の有無や年金の加入状況により異なりますので、あらかじめ確認してください。

3. 「年金証書、年金決定通知書」の送付

年金請求書の提出後、数ヵ月で年金証書が送付されます。年金証書の到着後およそ50日程度で年金の受け取りが始まります。その後、偶数月に指定口座へ振り込まれます。

※農林年金、国鉄、NTT、JTなどの共済組合に加入していたことがある方は、別途請求手続きが必要になりますので、各共済組合に問い合わせください。

早くもらう「繰上げ受給」と、後でもらう「繰下げ受給」

国民年金（老齢基礎年金）は65歳からの受給ですが、ご希望により60歳～75歳の間から選択できます。

【繰上げ受給（60歳～64歳）】

繰上げによる減額率は1ヵ月あたり0.4%（最大24%減額）

例）保険料満額納付済みの方が、12ヵ月早めて64歳時に請求した場合

$0.4\% \times 12\text{ヵ月} = 4.8\%$ の減額（年間にすると約37,334円減額）

【繰下げ受給（66歳～75歳）】

繰下げによる増額率は1ヵ月あたり0.7%（最大84%増額）

例）保険料満額納付済みの方が、12ヵ月遅く66歳時に請求した場合

$0.7\% \times 12\text{ヵ月} = 8.4\%$ の増額（年間にすると約65,335円増額）

※左記は令和4年度の受給額をもとに計算しています。

※繰上げ（繰下げ）手続き後の取り消しや修正はできないため、減額（増額）された年金額を生涯受給し続けることになります。

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先

請求手続きや届け出など **ねんきんダイヤル**

☎0570-05-1165

函館年金事務所

・加入手続きや納入相談など（国民年金課）

☎0138-82-8002

・障害年金の請求手続きなど（お客様相談室）

※アナウンスに従いおかけください。

役場窓口

住民生活課社会係

☎0137-62-2112

熊石総合支所住民サービス課

☎01398-2-3111

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。